

令和7年度

祝結婚新生活支援事業

～あなたの新婚生活を神崎市が応援します～



補助金額

- ・29歳以下(婚姻時・夫婦とも) 最大60万円
- ・39歳以下(婚姻時・夫婦とも) 最大30万円

対象費用

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に支払った①～④の費用

1

住宅取得費用

新築または中古住宅の取得にかかった費用(土地の取得費等は対象外)

2

賃貸住宅の費用

家賃、敷金、礼金、共益費、仲介手数料
(駐車場代、カギ交換代、火災保険料等は対象外)

3

リフォーム費用

新居のリフォームにかかった費用
(車庫等の外構工事、家電購入設置費等は対象外)

4

引越費用

引越業者や運送業者へ支払った費用
(レンタカー費用や友人への謝礼等は対象外)

対象の方

全ての項目に該当する方

- ・令和7年1月1日～令和8年3月31日までに婚姻届が受理された夫婦
 - ・対象の住居が神崎市内にあり、夫婦とも当該住居に住民登録をしている
 - ・夫婦ともに婚姻時の年齢が39歳以下であること
 - ・夫婦の合計所得が500万円未満であること
 - ・1年以上、神崎市に定住することを誓約できること
- ※その他条件有り

申請期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

HPはこちら



【申請・問い合わせ先】

神崎市役所 子ども家庭課 子育て支援係

〒842-8601 佐賀県神崎市神崎町鶴3542番地1

TEL 0952-37-3873



Q&A



Q

婚姻を機に、妻が以前から借りていたアパートに夫が入居しました。
いつの家賃から対象になりますか。

A

同居開始後の家賃が対象です。ただし、同居を始めたのが婚姻を機としたものでない場合は、
婚姻日以降に生じた家賃になります。

Q

補助対象となる費用の支払い期間はいつからいつまでですか。

A

令和7年4月1日から令和8年3月31日までに支払われた費用が対象となります。

Q

所得とはこういったものを指しますか。

A

給与のある方：1年間の給与等の収入金額 - 給与所得控除額
個人事業主の方：1年間の売上金額 - 必要経費

Q

他の自治体で同様の補助を受けたことがある場合、再度申請することはできますか。

A

既に補助を受けられている場合、申請はできません。

Q

他の補助制度との併用はできますか。

A

他の公的な補助を受けられている場合、申請はできません。

<併給不可となる補助金の例>

こどもみらい住宅支援事業、地域型住宅グリーン事業、長期優良住宅化リフォーム推進事業 他

Q

申請年度中に補助上限額まで達しなかった場合、翌年度に残りの補助を受けることは
できますか。

A

当初申請された年度の翌年度までに限り、補助を受けることができます。